

令和 5 年 6 月 総会議事録

日 時 令和 5 年 6 月 26 日 (月)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和5年6月26日(月)
午前9時30分開会 午前10時42分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第18号 令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書
について
 - 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第22号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
 - 議案第23号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
 - 議案第24号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
 - 議案第25号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第26号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている
旨の証明について
 - 議案第27号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認
について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第6号 現況証明について
 - 報告第7号 農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準(案)
について
 - 報告第8号 令和4年度の農業委員会における事務の実施状況等の公表
について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一
13 番 高部 宏生	14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ
19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治
22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名 農業企画課 2名

8 議事の経過

- 事務局 定刻となりました。
- (局長) ただ今から豊橋市農業委員会 令和 5 年 6 月総会を開会いたします。
- 近藤会長、よろしくお願いいたします。
- 会 長 <あいさつ>
- それでは、総会を始めます。
- なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 議 長 出席委員は、委員総数 24 名中 24 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。
- 次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思います。異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認め、

議席番号 8 番 小林尚美委員、同 10 番 酒井保委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、13 日の書類説明会、農業委員による現地調査、19 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。農地法第 3 条関係は、番号 3 番の案件について、2a 以上が農業用施設として利用されていた所有農地の一部を農地復元し、農業用施設部分が 2a に収まるよう是正されたことを 6 月 21 に写真にて確認しました。

番号 6～9 番営農型太陽光の下部でキクラゲを栽培する案件について、東広島市に照会を行ったところ、太陽光パネルの設置が完了しており、全てのパネル下部にマルチとハウスが設置されている、また一部でキクラゲの栽培が開始されているとのことでした。まだ栽培が行われていないハウスについて東広島市が聞き取りを行っており、注文中の菌床が入荷次第、栽培を開始していくことを確認したとのことです。6 月 19 日に申請者法人が来庁されたため、説明会で意見のあった点を踏まえ、これまでの実績や今後の予定についての聞き取りを事務局にて行いました。東広島市での営農状況についてはキクラゲが生育しており、収穫した様子の写真が事業者から提出されました。設置を予定している菌床の全ては設置していないとのことですが、理由としては一括で設置すると収穫時の作業量が増えるため、菌床の設置は一週間おきに 2～3 回に分けて行っているとのことです。また、申請者法人や代表者個人の名義での実績は先月の説明会でもお伝えした通りですが、代表者自身が営農指導を行い、キクラゲ栽培を行っている土地は他にもあるとのことです。いずれも農地ではない土地で現在全国に 14 か所あり、それらの土地で収穫できたキクラゲを代表者が収集し、まとめて加工会社へ出荷しており、昨シーズンは乾燥キクラゲで 200kg、生換算で 2t 分出荷したとのことです。代表者の契約先としては、農地でなくとも再生可能エネルギーの下で作られたものであれば良いものの、規模を増やすにつれ、野立ての太陽光発電を行っている事業者の協力を得ることが難しくなってきたこと

から営農型太陽光として事業を行うこととしたとのこと。現時点では14の個人・団体と営農指導という形で関わり、出荷につなげられているそうですが、営農者が再生可能エネルギーで栽培しないなど、営農のやり方を変えてしまうと代表者としては契約先に出荷できなくなり、総収穫量が安定しなくなるようです。今シーズン分はまだ免除してもらっているようですが、来シーズンは乾燥キクラゲ1t、生換算で10tを出荷しなければならないとのこと。そのために確実に収穫できる自己所有地を確保したい、1反あたり採れる乾燥キクラゲは10kgであることから、乾燥キクラゲ1t収穫するため100反の土地の確保に向けて行動しているそうです。100反の土地がある地域にまとまっている必要はなく、豊橋では来シーズンに栽培開始するための土地20～30反ほどについての話を進めているとのこと。収穫作業にあたっては1人あたり20反程度でき、複数の協力会社から8人程度は確保できるため、人手としては十分とのことでした。申請者法人からは、来年6月の栽培開始を見据えた農地を取得するための申請が今後も出てくることが予想されます。東広島市での栽培の状況を随時確認してまいります。

番号11番の案件について、発電設備を設置する借入地は全て6月から7月にかけて着工し、その際に除草、伐採等を行っていくことを確認しました。

そのほかについては変更、取下げ等はありません。

本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号1番、番号10番、番号12番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。

転用関係につきましては、13日の説明会以降、取り下げ変更等はありません。

それではよろしくお願いいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

議 長

資料 1-2 議案第 18 号

「令和 6 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 18 号 資料 1-2 をご覧ください。

議案第 18 号は、「令和 6 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書」についてでございます。

7 月 6 日の市長への意見書提出に向け、4 月から 6 月にかけて、農政対策協議会にて検討してまいりましたが、去る 6 月 1 日の農政対策協議会にて最終案としてご承認をいただきました。

その後、より具体的に伝わりやすいよう、語句等の整理を事務局等で調整し、下線部につきまして言い回し等の見直し・内容の追加等を行いました。

本日は、調整後の意見書を総会に上程させていただきました。

資料 1-2 は、「豊橋市長」に提出する意見書でございます。

前文につきましては、その概要は、

新型コロナウイルス感染症はようやく一段落したが、未だ続くウクライナ情勢による肥料・飼料・燃料の高騰や円安による輸入コスト増などの影響で、日本の農業は非常に厳しい状況である。加えて、ここ東三河地方では、6 月 2 日の台風 2 号に伴う記録的な豪雨により、農地の水没など大変深刻な被害を受けました。

一方で、物価は上昇の一途をたどり、営農の経費も年々高騰しているが、農産物の価格は長年据え置かれたままで、農業経営の先行きは不安しかなく、その結果、離農や後継者不足などから遊休農地が発生し、新規就農者の確保も難しくなるという悪循環が生まれ、それが一向に断ち切れない。

こうした中、農業委員会では、農地利用の最適化推進のために、市が策定する「地域計画」に関連した、10 年後に目指すべき農地利用の姿を示した「目標地図の素案」の作成を通して、守るべき農地を明確化し、豊橋市の豊かな農地を失うことなく、次世代につなげていけるよう地域の皆で考えていく姿を作り出していくとともに、行政と共に新たな仕組みを構築する必要があるため、以下の内容で意見書を提出します。

まず、【担い手への農地利用の集積・集約化】の

「地域計画の策定と農地の集約について」

令和6年度末までに策定される「地域計画」を実現性の高いものにするには、地域での協議の場で、より多くの担い手や農業者等が参加して活発な議論を行うことが欠かせない。

については、農業委員会からの参加の呼びかけだけでなく、市においても積極的な参加を促すPRや開催の仕方の工夫、また、必要に応じた予算の確保などをお願いしたい。

続いて、【遊休農地の発生防止・解消】でございます。

「遊休農地の解消について」

農業者の高齢化や後継者不足のため、近年、経営規模の縮小や離農する農家が増加し、耕作されない農地が増えることが懸念される。

そして、市においては、遊休農地を復元する費用の一部を補助する耕作放棄地解消事業があるが、面積に比例した一定金額のみの補助のため、解消事業の総額を支援する仕組みにするなど、利用者の意欲が高まる制度を検討されたい。

次に、「耕畜連携の推進と遊休農地の解消について」

ウクライナ情勢の影響で燃油・肥料などが高騰し、飼料の多くを輸入に頼る日本の畜産農業者は、廃業する者が続出している。

この現状もあり、転作水田などで耕作した国産の飼料を家畜に食べさせ、その「し尿」から作る堆肥を元の農地に戻す「耕畜連携」が注目されている。

このため、本市においても、国内の事例などを参考に、遊休農地を活用した飼料等の生産を考える者へ、安定的な営農が続けられるように支援を行う仕組みの創設を検討いただきたい。

最後に、【新規参入の促進】でございます。

「新規就農者の確保について」

4月から新規就農者参入要件のうち農地の下限面積要件が撤廃され、今後は多様な人材が就農を考えるとされる。しかし、農業を取り巻く状況は厳しく、子や孫に農業を継がせたく

ないと考える者が多いなど、農業者の高齢化や後継者不足に歯止めをかけるのは難しい。

この現状から、農業の魅力や、要件撤廃により就農機会が増えたことを広く外部に発信し、まずは豊橋の農業に興味を持ち、特に若い世代などのやる気のある方々に就農を考えてもらえるきっかけになるよう取り組まれない。

以上の4項目について意見をまとめました。

なお、「愛知県知事」に提出する意見書につきましては、今回はございません。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

村松（史）
委員

提出される文書として気になったことを申し上げます。

【遊休農地の発生防止・解消】の「遊休農地の解消について」に表記されている「そして」では伝わりにくい。「現在においては」「現状では」がふさわしいのでは。

続けて、「市においても～」は「市においては～」と変えた方が良い。

事務局

本件につきましては大筋の変更は無いものとして、いただいた意見をもとに事務局の方で改めて調整させていただき、7月6日の提出に臨めればと考えております。

議 長

おっしゃる通り本件は提出され文書に残るものでございますので、先ほどご指摘いただいた箇所を事務局で対応いただき、当日それが反映されているか原稿を確認させていただきたいと思っております。

これより、採決に入ります。本案については、いただいた意見を反映した上で、修正案を承認することに決して異議ございませんか。併せて、今後、誤字や文章に修正が必要な時は、農政対策協議会役員と事務局とで調整をさせていただくということで異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案は修正案を承認することに決しました。

議 長

それでは、豊橋市長あての意見書は7月6日（木）の午前11

時に提出していくことにいたします。午前 10 時 30 分までに農業委員会室へお集まりください。

服装は、豊橋市では「働きやすい服装での勤務の推奨」を行っていますので、状況に応じた適切な服装で結構ですが、ジャケットなどの上着はご持参ください。なお、ネクタイは不要です。

当日は、日向会長職務代理者の進行により、初めに前田裕子委員が前文を朗読します。そして、それぞれの項目について、河根規雄委員、中野安男委員、高畑隆一委員に説明して頂きます。

その後、懇談に入ります。

なお、持ち時間は全体で 30 分となりますので、当日の説明はできる限り簡潔にお願いします。

議 長

続きまして 資料 1 議案第 19 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 12 番までの 12 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 19 号、1 ページをご覧ください。

番号 1 番から 12 番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 20 号
「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といた
します。
番号 1 番から 2 番の 2 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 20 号、3 ページをお願いします。
番号 1 番から 2 番の 2 件につきましては、書類説明会時にご説
明したとおり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地
も問題ありません。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、特段の疑義はありません。
周辺農地等に係る営農条件の支障については、2 件とも隣接地
が申請地所有者と同一である案件です。
一時転用については、該当ありません。
以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑
を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」とし
て、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達するこ
とに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 21 号
「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といた
します。
番号 1 番から 16 番の 16 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第21号、4ページから6ページをお願いします。

番号1番～16番までの16件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号8番・13番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番～3番・5番～7番・15番・16番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号4番・8番～14番です。

一時転用については、番号7番が該当し、営農型太陽光の案件で10年間の計画であり、農地復元誓約書の添付があります。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 22 号

「農用地利用集積 計画について (利用権の設定)」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 45 番までの 45 件を一括上程いたします。

なお、番号 4 番は池田和浩会長職務代理者の同居の御親族が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第 22 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、6 月 30 日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別紙資料 1-3 をご覧ください。1 ページから 10 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 45 件 82 筆 83,635.00 m²でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 4 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思えます。

まず、番号 4 番の 1 件を審議いたします。

池田和浩会長職務代理者は退席してください。

〈池田和浩会長職務代理者 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

池田会長職務代理者は復席してください。

〈池田会長職務代理者 復席〉

- 議 長 続きます、番号4番を除く44件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委 員 「進 行」
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議 長 続きます 同しく別添資料1-3 議案第23号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。
利用権移転の番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。
- 農業企画課 はい、議長。
議案第23号農用地利用集積促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積促進計画の作成をいたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。別紙資料1-3をご覧ください。11ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、8月1日付で利用権が移転する案件が7件14筆17,396.00㎡でございます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委 員 「進 行」
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案についての、農業委員会の意見

は「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

- 全 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認めます。よって農業委員会の意見は、さよう決しました。
- 議 長 続きまして 同じく別添資料 1-3 議案第 24 号
「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。
所有権移転の番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。
- 農業企画課 はい、議長。
議案第 24 号 農用地利用集積計画について、説明させていただきます。
農地流動化の申出があったもののうち、5 月 29 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。
今回の案件につきましては、5 件 7 筆 10,854 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」

- 議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。
- 議 長 続きまして、資料 1 に戻り 議案第 25 号
「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」
を議題といたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。
- 農業企画課 はい、議長、議案第 25 号について説明させていただきます。
豊橋市農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 9 件・面積 22,918 m²、編入 1 件・527 m²です。
今回の案件につきましては、5 月 12 日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。
除外案件の目的としましては、1 番が駐車場、緑地、2 番が動物愛護センター、3 番、8 番が駐車場、4 番が廃棄物処理施設、5 番、7 番が分家住宅、6 番が資材置場、9 番が工場の計 5 件となります。編入案件の目的としましては、集团的農地への編入が 1 件となります。除外・編入を合わせ 10 件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。
以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第 3 条の 2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第 1 項 及び 第 4 条の 5（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） 第 1 項第 27 号イに基づき、ご審議をお願いするものです。
ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
- 議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見

を付すことに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 26 号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 26 号 8 ページをご覧ください。

議案第 26 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 3 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 27 号

「相続税 納税猶予に関する 特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 7 番までの 7 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 27 号 9 ページから 10 ページをご覧ください。
議案第 27 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この 7 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。
資料 1 11 ページをお願いします。
報告第 1 号の番号 1 番については、届出者は届出の農地の権利を 2 分の 1 持っていましたが、残りの権利を持分放棄により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。
次に 12 ページをお願いします。
報告第 2 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件、及び 13 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 16 ページ 28 番までの 28 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
次に 17 ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から3番までの3件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に18ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から22ページの28番までの28件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に23ページをお願いします。

報告第6号の番号1番の1件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は宅地課税でした。

次に資料1-4をご覧ください。

報告第7号についてですが、13日の書類説明会でもお話したように、豊橋市が農地法に基づく指定市町村の指定を受け、平成30年度より農地転用に係る許可権限が愛知県知事から豊橋市長へ移譲されましたが、現在まで転用許可の審査基準が不備となっていたことから、これを是正するため、資料1-4のとおり審査基準案を農業企画課にて作成・公表させていただくことを報告するものでございます。農地法をはじめとする法令や国の取扱い通知、県の審査基準をもとに作成されましたので、今後の審査内容は、これまでの取扱いから変更されるものではありません。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

資料1-5をご覧ください。

報告第8号の令和4年度の農業委員会における事務の実施状況等の公表について説明させていただきます。

農業委員会に関する法律の規定によりに農地等の利用の最適化の推進状況、農業委員会の事務の実施状況について公表することとされています。この別紙様式5により公表していきます。

1ページをご覧ください。農業委員会の状況を記入しています。農業委員会の現在の体制、豊橋の農家・農地等の概要を記載しています。

2ページをご覧ください。以降は最適化活動の実施状況になります。始めに農地の集積についてです。実績としましては目標の

集積率には届きませんが、新たに 67.85ha を担い手等に集積することできております。

次に遊休農地の解消です。2～3 ページをご覧ください。目標である緑部分の遊休農地を 9.8ha 解消しております。目標の解消面積 20ha には達していません、

次に新規参入の促進です。新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積については目標を上回る結果になりました。また新規参入のする経営体数も 10、取得面積 5.4ha となっています。

4～5 ページをご覧ください。最適化活動の活動目標ですが活動強化月間、新規参入相談会については計画どおりの実績を上げることはできませんでした。

目標の達成状況の評語、推進委員等の点検・評価結果ですが、目標の達成状況により点数付けされ評語が決められています。

報告は以上です。

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前 10 時 21 分中断)

<農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。 (午前 10 時 23 分)

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 42 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和5年6月26日

議 長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(議席番号8番 小林 尚美 委員)

議事録署名者
(議席番号10番 酒井 保 委員)